

平成 2 2 年度第 3 回理事会議題 8 「監事の報酬等の件」
平成 2 3 年度通常総会議題第 6 号議案「監事の報酬等の件」

監事の報酬等について(会員外の監事について)

新定款 26 条では、「役員は無報酬とする。ただし、会員外の監事に対しては総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給する」と規定しています。

役員の報酬等及び費用に関する規程 第 3 条(報酬等の支給)第 4 項では、
「会員外の監事は、公認会計士・税理士の有資格者または経理的基礎を有する者に限る。報酬の総額は、年間100万円を上限とする」と規定しています。

上記の規定に基づき、会員外の監事に、理事会で承認された報酬金額を支給することを、承認願います。

以上